第64を第65とし、第63を第64とし、第62を第63とする。
第61の1中「第77」を「第78」に改め、第61の3中「第79」を「第80」に改め、第61の4中「第81」を「第82」に改める。
第60を第61とし、第56から第59までを1ずつ繰り下げる。
第55中「　追加退職給付金引当金・・・・・・・・　XXX　XXX　XXX」を「　追加退職給付金引当金・・・・・・・・　XX
資産除去債務　XX
XXX　XXX」に「引当金　XXX　XXX」を「引当金　XXX
資産除去債務　−XXX」を「損益外減損
損益外利息
損失累計額（一）　−XXX」に「損益外減損損失累計額（一）
費用累計額（一）　−XXX」に改め、第55を第56とする。
第54の2中「第83」を「第84」とし、「損益外減損損失相当額の累計額」の次に「及び「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額」を、「損益外減損損失累計額」の次に「及び損益外利息費用累計額」を加え、第54を第55とする。
第53の1中⑽を⑾とし、⑼の次に「⑽　資産除去債務」を加え、第53の2中⒅を⒆とし、⒄の次に「⒅資産除去債務」を加え、第53を第54とする。
第52を第53とし、第36から第51までを1ずつ繰り下げる。
第35の次に次のように加える。

第36　資産除去債務に係る会計処理

1　資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発、又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。
2　資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。
3　資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。
4　時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。

○文部科学省告示第四十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表一及び別表二に掲げる伝統的建造物

別表一　桜川市真壁伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建造物		
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六二
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六〇
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六〇
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六〇
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六〇
薬医門	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町一
薬医門	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町一
薬医門	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六〇
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
付属屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一四三
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一五一—二
仏堂	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一八四
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一八九
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一八九
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一八九
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一八九
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一九三
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一九三
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一九四—一
石蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町二〇〇—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町二〇三—一
石蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町二〇一
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七二—一
薬医門	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一四三
薬医門	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町一九三
高麗門	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町二〇二
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字高上町二一三—一
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字高上町二一七—一